

長野県商工会経営指導員資格認定試験実施要綱

長野県商工会連合会

(目的)

第1条 この要綱は、小規模事業経営支援事業費補助の対象となる経営指導員の資格認定試験に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関)

第2条 長野県商工会経営指導員資格認定試験（以下「認定試験」という）は、長野県商工会連合会（以下「連合会」という）が実施するものとする。

(種類、方法)

第3条 認定試験は、1次試験（一般教養・専門・小論文・適正検査）、2次試験（面接等）を行うものとする。ただし、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による公認会計士、会計士補又は計理士の資格を有する者、税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による税理士の資格を有する者、中小企業診断士の登録を受けている者（以下「公認会計士等」という）の資格を有する者については1次試験を免除する。補助員資格認定試験合格者等については、1次試験の内一般教養試験を免除する。

2 認定試験は、任用計画に従い原則として年1回実施するものとする。ただし、欠員が生じないことが予想される場合は実施しない。

(告知)

第4条 認定試験の告知は、適切な方法をもって行うものとする。

2 前項の告知内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職務の内容、勤務地及び待遇
- (2) 受験資格
- (3) 受験日程及び場所
- (4) 受験申込の手続
- (5) 合格から採用までの経路
- (6) その他連合会が必要とする事項

(受験資格)

第5条 認定試験の受験資格は、次の1、2又は3のいずれかとする。

1 次の各号の一つに該当する者であって、認定試験を実施する年度の4月1日現在で年齢が満40歳未満の者とする。

(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く）を来春大学卒業見込みの者又は大学を卒業した者。ただし、この受験資格により受験した者の任用は、第9条の「合格者名簿」登載後、長野県内の商工会又は連合会（以下「商工会等」という）に、2年間勤務した後に行う。

(2) 次の各項のいずれかに該当する者。

- ① 学校教育法による大学を卒業した者であって、商工鉦業の指導実務または経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者。
- ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であって、商工鉦業の指導実務または経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者。
- ③ 商工鉦業の指導実務または経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者。

(注意) ②について短期大学卒業者以外の専修学校等の修了者は、修学年数が2年間であっても受験資格の区分では③に該当し、その経験年数要件を充足する者であること。

[注記] 上記の「指導実務または経営実務の経験を有する者」とはおおむね次のとおり。

(指導実務)

次に掲げる者であって商工鉱業の指導的な業務に従事していた者。

- a 商工鉱業、行政、税務、労働等の部門の公務員であった者。
- b 商工鉱業指導団体（例えば商工会議所、法人会、青色申告会等）の常勤役職員であった者。
- c 商工鉱業関係組合（例えば事業協同組合、商工組合等）の常勤役職員であった者。
- d 公認会計士、税理士またはその補助者であった者。
- e 親企業の役職員であって下請関係の業務を受け持っていた者。
- f 高等学校と同等以上の学校で、経営・簿記等を担当する教師であった者。

(経営実務)

- a 企業等の経営者、常勤の役員であった者。
- b 企業等の総務・企画・経理・営業等の部門を専門的に担当していた者であって、相当の責任ある地位にあった者。

2 次の(1)及び(2)いずれにも該当する者であって、認定試験を実施する年度の4月1日現在で年齢が満56歳未満の者とする。

(1) 認定試験を実施する年度の4月1日時点で商工会等に1年以上勤務する常勤職員で次の各項のいずれかに該当する者。なお、平成30年度末までに①から③に記載する所定の年数を経過することが見込まれる者を含む。

① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く)を卒業した者であって、商工会等勤務年数が2年を経過する者。

② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であって、商工会等勤務年数が3年を経過する者。

③ 商工会等勤務年数が5年を経過する者。

(2) 商工会等の職員にあつては、商工会長又は連合会長(以下「商工会長等」という。)が推薦した者。

3 公認会計士等であつて、認定試験を実施する年度の4月1日現在で年齢が満56歳未満の者とする。

(勤務地)

第6条 認定試験合格者の任用後の勤務地は、原則として県下の商工会等とする。

(受験申し込み)

第7条 受験者は、所定の期日までに認定試験受験申込書(経指認試様式1)に、履歴書、商工会等の職員にあつては商工会長等の推薦書(経指認試様式2)、誓約書(経指認試様式3)、その他連合会が定める書類等を添えて申し込むものとする。

2 連合会は受験申込者の資格審査を行い、受験を認めた者に受験案内を通知する。

(合格者の発表)

第8条 連合会は、認定試験の結果に基づいて合格者を決定し、速やかに結果を受験者及び当該商工会長等に通知するものとする。

(合格者の取り扱い)

第9条 認定試験の合格者を経営指導員資格認定試験合格者名簿(経指認試様式4、以下「合格者名簿」という。)に登載する。ただし、任用は、第5条に定める商工会等勤務年数を経過

した後に行う。

2 合格者名簿登載者が次の各号の一に該当することとなったときは、合格者名簿から削除するものとする。

(1) 経営指導員として任用された場合

(2) 経営指導員の職務の遂行に支障があり又はこれに堪えられないことが明らかになった場合

(3) 前号のほか経営指導員に必要な適格性を欠くことが明らかになった場合

(4) 第10条による経営指導員の任用を拒んだ場合

(5) 公認会計士等の合格者については、合格者名簿登載日より起算し1年を経過した場合

(6) 第5条(受験資格)1による合格者については、合格者名簿登載日より起算し3年を経過した場合

(経営指導員の任用)

第10条 経営指導員の任用は、合格者名簿に登載されている者の中から行うものとする。

2 商工会長は予め経営指導員任用候補者斡旋依頼書(経指認試様式5、以下「依頼書」という。)により連合会長に候補者の斡旋を依頼する。

3 連合会長は依頼書に基づき合格者名簿に登載されている者の中から候補者を斡旋する。

4 商工会長は連合会長の斡旋に基づき、服務規程に定める手続きを経て任用する。

(経営指導員資格の消滅)

第11条 経営指導員として任用された者が商工会等を退職したときは、経営指導員資格は消滅するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、連合会長が定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

2 経営指導員等採用候補者選考試験実施要綱は平成12年6月30日をもって廃止する。

3 経営指導員等採用候補者選考試験実施要綱による選考試験合格者で、経営指導員等採用候補者名簿に登載されている者については、この要綱による合格者とみなし合格者名簿に登載する。ただし、合格者名簿登載後の取り扱いはこの要綱の定めによるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。